

確定申告が始まります

申告はお早めに！

平成24年分所得税の確定
申告受付期間は、2月18日
(月)から3月15日(金)まで
の一か月間です(土・日曜
日を除く)。

期限間近になると大変混雑
しますので、お早めに申告を
済ませるようお願いします。

期限内に申告しないと、後で
所得税の他に加算税や延滞税
を支払うことになる場合があ
ります。

■申告案内

前年の申告実績に基づいた
確定申告書(名前入り)は税
務署から既に該当する皆様に
送付されていますが(前年パ
ソコン等を利用して申告され
た方は「お知らせはがき」が
送付されています)、それに伴
う申告相談の案内状は隨時税
務課より発送する予定です。

申告に必要なもの
源泉徴収票、保険や医療費の
領収書、収入や必要経費を照
明する書類

※還付申告をする方は、利用
金融機関の口座番号をメモし
てきてください。

※国民年金保険料に係る社会
保険料控除を受ける際には、
国民年金支払通知書(はがき
サイズ)が必要です。

▼国民健康保険税、後期高齢
者医療保険料が遺族年金や障
害年金等から天引きされている
方は、保険税等の領収書が
送付されません。必要な方は
税務課までご連絡ください。

所得のない方

所得のない方も申告が必要
です。このような方にも案内
状を送付しますが、ご案内し
たにもかかわらず申告に来ら
れなかつた方は、住民税や国
保税等について正しい計算が
できず高い税金、保険税等を
納めることになる場合もあり
ますので、必ず申告するよう
お願いします。

その他のお知らせ

年金受給者で所得税を天引
きされている方の中には、確
定申告すれば還付になる方も
いらっしゃいます。ご家族な
ど代理の方でも結構ですので
お越しください。その際は、
口座番号の控えを忘れずに持

寄附金控除について

平成22年分から寄附金控除
の適用下限額が5千円から2
千円に引き下げられました。

また、平成23年分からは認定
NPO法人や公益社団法人等
への寄附についても寄附金控
除が認められるなど、寄附金
にかかる税優遇措置が拡充さ
れています。

さらには、平成24年中にな
された東日本大震災に係る義
援金等についても寄附金控除
の対象となります。

寄附金控除を受けるために
は、領収書等の添付が必要と
なりますので、申告の際に提
示してください。

納税相談について

平成24年度の町税等につい
て、何らかの事情によりまだ
納めていない場合は、納付に
関する相談を承っています。
お気軽にご相談ください。

問合せ 税務課 ☎ 22513

参してください。

▼早来地区の方

会場 保健センター2階

受付時間 8時30分～17時
(正午～13時を除く)

◆事業所得や不動産所得のあ
る方などについては、日時を
指定して相談日をご案内しま
す(あくまで目安として指定
しますので、ご都合の付かな
い場合は別な日時にお越し
ただいて結構です)。また、所
得の裏付けのない方や諸控除
の否認がある方、申告すれば
税金が戻る方などには日時を
指定しませんので、期間中に
申告をするようお知らせしま
す。

▼追分地区の方

会場 役場追分庁舎2階

受付時間 8時30分～17時
(正午～13時を除く)

▼今年も地区ごとに相談日を
指定します(下表のとおり)

ので、指定日にお越しくださ
い(指定日で都合の悪い方は
別な日にお越しいただいて結
構です)。

►平成24年分確定申告・平成25年度住民税申告日程表(追分地区)◀

月 日	割当地域・対象者	月 日	割当地域・対象者
2月18日(月)	花園地区1～2丁目	2月26日(火)	白樺地区
2月19日(火)	花園地区3～4丁目	2月27日(水)	若草地区1～2丁目
2月20日(木)	柏が丘・緑が丘・中央地区	2月28日(木)	若草地区3丁目
2月21日(金)	本町地区1～4丁目	3月1日(金)～ 14日(木)	農業所得の方 一般の申告も受け付けます
2月22日(土)	本町地区5～7丁目	3月15日(金)	その他の地区及び指定日に来れなかった方
2月25日(月)	青葉地区1～3丁目		